

大牟田市地域強靱化計画【概要版】

計画の策定趣旨、位置づけ

1. 策定の趣旨

- 平成25年12月 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」 施行
- 平成26年6月 「国土強靱化基本計画」 閣議決定
- 平成28年3月 「福岡県地域強靱化計画」 策定



大牟田市においても、いかなる自然災害が発生しようとも、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域・経済社会の構築に向けた「地域の強靱化(災害に強いまちづくり)」を推進するため、「大牟田市地域強靱化計画」を策定する。

国においては、令和4年度以降、地域計画の策定状況や交付金・補助金制度の趣旨等を踏まえつつ、国土強靱化地域計画の策定を交付金・補助金の交付要件とする「要件化」を導入することとされている。なお、既に一部の交付金・補助金において“重点配分”及び“優先採択”などの「重点化」が図られている。

2. 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、本市の地域強靱化に関する事業を総合的かつ計画的に推進するための指針となるべきものとして位置付けるものである。

そのため、策定に当たっては福岡県地域強靱化計画及び大牟田市第6次総合計画、大牟田市地域防災計画等と調和を図ることとする。

3. 計画の期間

大牟田市第6次総合計画との整合性を図るため、計画の期間は令和2年度から令和5年度末までを計画期間とする。ただし、国や福岡県の動向及び社会情勢等の変化、大牟田市第6次総合計画の進捗状況等により、必要に応じ計画期間の見直しを検討する。

4. 計画の進捗管理

概ね4年後のあるべき姿を見据えつつ、各事業の進捗状況や目標値の達成状況等を踏まえ、必要に応じ掲載事業の見直し・改善を行う。

計画の基本的な考え方

1. 基本目標

福岡県計画に掲げる基本目標に合わせ、以下のとおり設定する。

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧・復興

2. 事前に備えるべき目標

基本目標を達成するため、大規模地震又は風水害が発生した場合に、事前に備えるべき目標を次のとおりとする。

- (1) 直接死を最大限防ぐ
- (2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、食料の安定供給、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- (3) 必要不可欠な行政機能は確保する
- (4) 情報通信、ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- (5) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- (6) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

3. 計画を推進する上での基本的な方針

事前防災及び減災その他迅速な復旧・復興等に資する大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりという国土強靱化の理念を踏まえるとともに過去の災害から得られた教訓を活かし、以下の方針に基づき推進する。

- (1) 施設等の効率的かつ効果的な維持管理(社会資本の老朽化対策)
地域強靱化の担い手が適切に活動できる環境の整備
- (2) 高齢者、障害者、乳幼児等への配慮
- (3) ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ
- (4) 関係機関との連携の強化
- (5) 「自助」・「共助」・「公助」の適切な組み合わせと官民の連携
- (6) PDCAサイクルの実施

脆弱性評価と計画の推進方針

1. 脆弱性評価の考え方

大規模な自然災害に対する脆弱性の分析・評価は、強靱化に関する現行の施策や事業の弱点を洗い出す非常に重要なプロセスとされている。

本市では、以下の流れに沿って脆弱性の分析・評価を実施した。

事前に備えるべき目標及び起きてはならない最悪の事態
(リスクシナリオ)の設定



【脆弱性の分析・評価】
事態回避に向けた施策及び事業の現状を分析・評価
(リスクシナリオごとに整理)



リスクシナリオごとに対応方を検討

2. 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)の設定

本市の地理的条件、社会・経済的条件、災害特性等を踏まえて整理・統合を行い、6つの「事前に備えるべき目標」と19の「起きてはならない最悪の事態」を設定。

3. リスクシナリオの設定

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ (起きてはならない最悪の事態)	
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	地震による建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生
		1-2	広域の河川氾濫や浸水、津波・高潮による多数の死傷者の発生
		1-3	大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、食料の安定供給、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	消防等の被災による救出・救助・救急活動の停滞
		2-2	被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-3	被災地における医療機能の麻痺、疫病・感染症の大規模発生
		2-4	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下
4	情報通信、ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	4-1	情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能
		4-2	上下水道等の長期にわたる供給停止
		4-3	汚水処理施設等の長期にわたる機能停止
		4-4	交通インフラの長期にわたる機能停止
5	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	5-1	海上・臨海部における広域複合災害の発生
		5-2	有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大
		5-3	ため池の損壊、農地・森林等の荒廃
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		6-2	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復旧・復興が大幅に遅れる事態
		6-3	復旧・復興を支える人材等の不足、より良い復旧・復興に向けたビジョンの欠如等により復興・復興できなくなる事態
		6-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

リスクシナリオ及びそれらを回避するために必要な取組み

リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)		リスクシナリオを回避するために必要な取組み
1-1	地震による建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅・建築物の耐震化(建築住宅課) ・空家等対策推進事業(建築住宅課) ・防火対象物安全対策事業(予防課) ・危険物施設安全対策事業(予防課) ・住宅防火対策事業(予防課) ・消防水利の整備(消防総務課) ・消防の体制等強化(警防課) ・応急危険度判定体制の整備(建築住宅課) ・不燃化を行う区域の指定(建築住宅課) ・新栄町駅前地区市街地再開発事業(市街地整備課) ・学校施設長寿命化改修事業(学務課) ・東部地区市営住宅建替事業、既設公営住宅・改良住宅改善事業等(建築住宅課) ・社会福祉施設等整備事業(福祉課) ・地域介護・福祉空間整備等施設整備事業(福祉課) ・保育所等施設整備費補助事業(子ども育成課) ・福祉施設防火対策事業(予防課) ・指定避難地となる公園の整備、老朽化対策(都市計画・公園課) ・(仮称)総合体育館整備事業(スポーツ推進室) ・地域防災力強化事業(防災対策室)
1-2	広域の河川氾濫や浸水、津波・高潮による多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・河川改修等治水対策の推進(土木建設課) ・公共下水道雨水ポンプ場等の整備推進(下水道建設課、施設課) ・指定避難地となる公園の整備、老朽化対策(都市計画・公園課)【再掲】 ・(仮称)総合体育館整備事業(スポーツ推進室)【再掲】 ・地域防災力強化事業(防災対策室)【再掲】
1-3	大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害対策の推進(土木建設課) ・指定避難地となる公園の整備、老朽化対策(都市計画・公園課)【再掲】 ・地域防災力強化事業(防災対策室)【再掲】
2-1	消防等の被災による救出・救助・救急活動の停滞	<ul style="list-style-type: none"> ・救助体制の強化(警防課) ・消防の体制等強化(警防課)【再掲】 ・消防施設等の整備・充実(消防総務課) ・消防団の地域連携強化(消防総務課) ・消防団の充実・強化(消防総務課) ・拠点施設の整備補修(消防総務課)

リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)		リスクシナリオを回避するために必要な取組み
2-2	被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送道路等の整備(国県道路対策室) ・緊急輸送道路等の確保(土木建設課) ・避難所機能強化事業(備蓄物資)(防災対策室) ・無電柱化等(土木建設課)
2-3	被災地における医療機能の麻痺、疫病・感染症の大規模発生	<ul style="list-style-type: none"> ・地域保健医療の推進(保健衛生課) ・予防接種事業(保健衛生課)
2-4	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所機能強化事業(感染症予防)(防災対策室) ・空調設備設置事業(学務課) ・トイレ洋式化事業(学務課) ・(仮称)総合体育館整備事業(スポーツ推進室)【再掲】
3-1	行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部機能強化事業(防災対策室) ・災害復旧事業実施体制の確保(災害復旧対策室) ・庁舎整備の推進事業(公共施設マネジメント推進課・庁舎整備推進室) ・大牟田市保健センター整備事業(保健福祉総務課)
4-1	情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線整備事業(防災対策室) ・消防施設等の整備・充実(消防総務課) ・災害対策本部機能強化事業(防災対策室)【再掲】
4-2	上下水道等の長期にわたる供給停止	<ul style="list-style-type: none"> ・配水池更新事業(上水道建設課) ・老朽管更新事業(上水道建設課) ・水道施設設備更新事業(施設課) ・下水道施設(処理場、ポンプ場)改築更新事業(雨水)(施設課)
4-3	汚水処理施設等の長期にわたる機能停止	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿・污泥処理施設の整備(環境業務課、環境施設課) ・合併処理浄化槽の設置促進(環境業務課、環境施設課) ・下水道施設(管路)改築更新事業(下水道建設課) ・下水道施設(処理場、ポンプ場)改築更新事業(汚水)(施設課)
4-4	交通インフラの長期にわたる機能停止	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送道路等の整備(国県道路対策室)【再掲】 ・緊急輸送道路等の確保(土木建設課)【再掲】 ・無電柱化等(土木建設課)【再掲】 ・港湾整備事業(三池港・みなと振興室)

リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)		リスクシナリオを回避するために必要な取組み
5-1	海上・臨海部における広域複合災害の発生	・港湾整備事業(三池港・みなと振興室)【再掲】
5-2	有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大	・大気汚染物質、水質汚濁状況等の常時監視等(環境保全課) ・危険物施設安全対策事業(予防課)
5-3	ため池の損壊、農地・森林等の荒廃	・防災重点ため池の防災対策の推進(農林水産課) ・農業生産基盤整備の推進事業(農林水産課) ・荒廃森林の整備事業(農林水産課) ・鳥獣被害対策の推進事業(農林水産課) ・中山間地域の共同管理を行う活動組織への支援(農林水産課) ・荒廃農地対策(農林水産課) ・農地や農業用施設の保安全管理を行う活動組織への支援(農林水産課) ・里山や森林の保安全管理を行う活動組織への支援(農林水産課)
6-1	災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ	・災害廃棄物処理体制の整備(環境総務課、環境業務課、環境施設課)
6-2	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復旧・復興が大幅に遅れる事態	・応急仮設住宅の円滑な供給(建築住宅課) ・地籍調査事業の推進(国土調査室)
6-3	復旧・復興を支える人材等の不足、より良い復旧・復興に向けたビジョンの欠如等により復旧・復興できなくなる事態	・災害復旧事業に対応する人材の育成(災害復旧対策室) ・校区まちづくり協議会加入促進事業(地域コミュニティ推進課) ・地域コミュニティ啓発・人材育成事業(地域コミュニティ推進課) ・地域防災力強化事業(防災対策室)【再掲】
6-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失	・世界遺産保存・整備事業(世界遺産・文化財室) ・校区まちづくり協議会加入促進事業(地域コミュニティ推進課)【再掲】 ・地域コミュニティ啓発・人材育成事業(地域コミュニティ推進課)【再掲】